



火災予防は人命救助 予防に勝る戦術なし ～発足後初となる消防吏員の措置命令～

松本広域消防局予防課 予防担当係長 降旗利成

松本広域消防局予防課「是」

松本広域消防局予防課のオフィスには「火災予防は人命救助 予防に勝る戦術なし」という言葉が予防課の「是」として掲げられている。「是」というのは、違反是正の「是」と同じであるが、一般的に「正しい」や「道理にかなった」という意味である。予防課の「是」は、業務を進める上で正しいと考える基本方針を意味する。

また、よく使われる「訓」との違いは、そのメッセージが予防課の職員に対するのみではなく、全世界で活動する消防職員の皆さんや、国民の皆さんに向けたメッセージであるをご理解いただければと考える。そして、火災予防は単なる事務仕事でも、後回しにできるものでもないという我々の思いが少しでも伝わればと強く願う。

広域消防発足30周年

松本広域消防局は、2市4町13村を一本化し、平成5年に発足した。これにより、3つの消防本部(松本市・塩尻市・南安曇郡消防組合)が一つになり、12町村に及ぶ非常備消防地域(消防本部及び消防署が設置されていない地域をいう。以下同じ。)が解消され、今年で30周年の節目を迎えた。全国的にも「広域消防体制の先駆的役割を果たした好例」と注目された。

当消防局は、信州・松本地域(松本市・塩尻市・安曇野市・東筑摩郡麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村から構成される地域)を管轄とし、1本部(局：4課)・12消防署・4出張所の体制で、395人の消防職員が管内人口約420,000人の安心・安全を支えている。

松本地域は、長野県のほぼ中央に位置しており、西側には槍ヶ岳や奥穂高岳など「日本の屋根」といわれる北アルプスの山々がそびえ立ち、四方が山々に囲まれている。また、国宝松本城を中心に城下町の風情が残る街並みや、登山愛好家が集う上高地、そして安曇野の田園風景など多くの観光客を惹きつけている。ここ数年は、新型コロナウイルスの影響により、訪れる観光客が減少していたが、現在は、インバウンド需要の高まりもあり、徐々に賑わいを取り戻しつつある。

査察執行体制

当消防局では、消防署及び消防出張所(以下「消防署所」という。)の職員が署査察員、消防局予防課の職員が局査察員として査察業務にあたっている。署査察員は三交替制の当番勤務者であるため、主に、非番日に立入検査を行っている。つまり、消防隊・救急隊・救助隊として活動する職員が予防要員を兼務しており、専任の予防要員(毎日勤務者)はいない。

また、局査察員は毎日勤務で査察全般のマネジメント業務を担っており、違反調査の際などには消防署長からの要請により、支援を行っている。専任の予防要員は、消防局予防課に勤務する私を含め8名のみであり、さらに、事務分

松本広域消防局予防課「是」

火災予防は人命救助
予防に勝る戦術なし

担により、火災調査担当3名(再任用1名を含む。)、危険物規制担当3名、そして、防火対象物担当2名に分かれている。

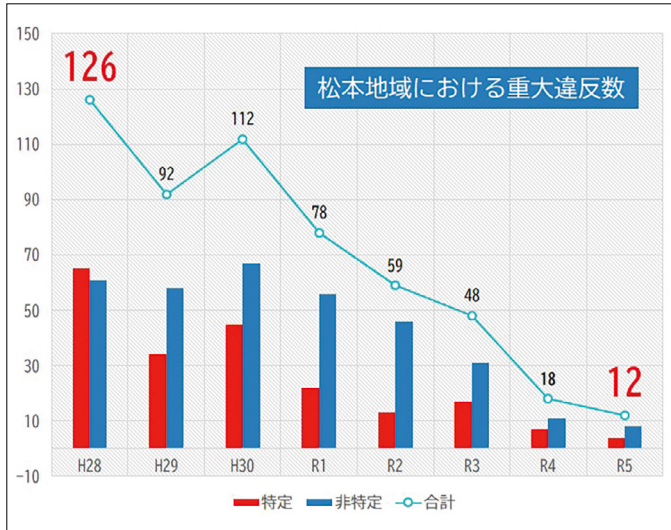
非常備消防から常備消防へ

当消防局には、前述のとおり、非常備消防地域があった関係で、消防法第17条の違反が多く存在していた。広域消防発足後に立入検査を行えば「消防が何をしに来たんだ?」とお叱りを受けたり、後になって苦情を申し出る関係者も少なくなかった。また、平成13年に発生した新宿・歌舞伎町のビル火災を受け、法改正がなされた際にも多くの違反対象物が発生し、私もその是正指導に苦慮したことを思い出す。そして、消防法第5条の3が追加されたのも、その頃である。まさか、私が20年後にこの権限を発動することになるとは、この時は想像もしていなかった。

本稿では、当消防局が取り組んできた違反是正の推進と、発足後初となる消防吏員命令事案について紹介させていただく。

違反是正の推進に向けた取組

当消防局では、平成30年4月から違反対象物に係る公表制度を開始した。当該制度の実施は、平成27年3月31日付けで消防庁から通知され、当時、公表対象違反50件を含む94件の重大違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置等違反をいう。以下同じ。)が存在していた。ここから、違反是正推進に向けた取組がスタートする。



令和5年度査察基本方針

基本的な考え方

- ① 違法性や危険性を説明した上で**履行期限**を明確にする。
- ② 当該履行期限を**違反処理移行の基準**とする。
- ③ 令和4年度以前の「**指導の繰り返し**」は行わない。

【防火対象物関係】

次に掲げる防火対象物は、**全て違反処理に移行**し、当該違反の是正スピードを加速させる。

- ① **重大な消防法令違反**が認められるもの
(以下「**重大違反対象物**」という。)
- ② 消防法第8条^{※1}及び第17条^{※2}関係の違反が重複して認められるもの

※1 防火管理者の未選任
※2 消防用設備等の未設置 (重大違反対象物に係るものを除く。)

【危険物製造所等関係】

- ① **流出事故防止対策未実施施設の早期是正**を図る。
また、将来的に流出事故防止対策を要する施設には、当該対策を講ずるべき期限にかかわらず、事前の周知を徹底する。
- ② 定期点検未実施 (一部未実施を含む。) 施設の早期是正を図る。
- ③ 危険物取扱者不在施設の早期是正を図る。

松本広域消防局

従来は「毎年立入検査を実施し、同じ指導を繰り返し、改善計画書の提出をもって指導が終結する。」という負のスパイラルが常態化しており、10年、20年と継続する重大違反へと発展していた。違反処理に移行するなんて夢のまた夢という状況であった。

「この状況を何としても変えなければいけない。」
毎月開催している定例署長会議で「指導強化の取組」について議題を提出し、消防署所と予防課が合同で査察を実施することになった。つまり、予防課職員が積極的に「現場」に出て行くことになったのだ。ただ、予防課の人数も限られている中、当時危険物規制担当であった私も支援に加わるようになった。私は、平成27年1月に消防大学校予防科第97期に入学し、約2か月間にわたり、全国各地から集結した47名の仲間とともに、東京消防庁や横浜市消防局などが取り組む違反是正の推進に刺激を受けてきた。その成果をフィードバックする場面が訪れたと思った。私は質問録取と調書の作成を担い、頭をフル回転させながら、関係者の答弁を整理し、それを調書として書き起こす。筆圧が高いため、指先にはペンの跡がくっきり残ることも少なくなかった。この「質問調書は現場で作成する」スタイルは、今も変わらず、続けている。

査察ヒアリングでは是正スピードを加速化

これまで「査察規程」と「違反処理規程」に分けていたものを「火災予防査察規程」に一本化し、立入検査から違反処理に移行する流れを明確にした。改正後は、回数重視からは正重視の査察に切り替えるとともに、消防署長が主体となって査察を実施することを明文化した。また、消防署所には、違反是正の進捗管理を行うための査察執行責任者 (担当係長以上の職にある者) を配置し、適正な執行管理に努めている。さらに、査察執行方針を定め、年度当初に「査察ヒアリング」を行っている。このヒアリングでは、消防署長・出張所長と査察執行責任者に出席してもらい、予防課長と予防課担当職員が重大違反対象物などの指導経過や指導方針について意見を交わしている。また、履行期限や名宛人の設定に誤りがあれば、それを補正し、是正までのスピードアップにつなげ、組織としての意思疎通を図る取組を続けている。加えて、「重大違反対象物データベース」を毎月更新し、進捗状況の「見える化」「見せる化」を進めている。

重大違反の是正率90%を達成

こうした取組が実を結び始め、平成28年度当初に126件あった重大違反が、令和5年度当初に12件 (特定防火対象物4件・それ以外8件)

まで減少し、着実に成果が出ている。

当消防局は、令和3年度になって初めて「違反是正の推進に係る実務研修(区分A)」に参加した。これまでも、手を挙げるチャンスは何度もあった。しかし、結果的には手を挙げなかった。それはなぜか? 「受講すれば、アドバイザーにならないといけない。」「アドバイザーを務めるだけの経験や実績もない。」こうした言葉だけが先走りし、最初の一步を踏み出すことができなかった。

「経験がないなら、実績がないなら、研修に参加すべきではないか。」

私が予防課に異動してきた当初から考えていたことである。「誰もやらないなら、自分がやろう!」そう決めて、1年前から内部調整を進め、令和3年度の研修に参加した。場所は名古屋市消防局予防課査察指導係。査察に従事する猛者たちの生の声、経験を聞いた貴重な機会だった。

消防法第5条の3消防吏員の措置命令

名古屋市消防局での実務研修を終えて1か月余り。令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を伝えるテレビ報道に釘付けとなる。偶然にも、平成13年に新宿・歌舞伎町で発生したビル火災から20年が経過していた。総務省消防庁から緊急立入検査実施の通知が発出され、当消防局管内には、当該検査の対象施設が125件(当時)あり、このうちの約60%が松本駅前の繁華街に集中していた。管轄の消防署だけでは対応が難しく、予防課からも支援に入ることに



国宝松本城天守

【防火対象物の概要】

用途 複合用途防火対象物 (16)項イ
規模・構造 鉄筋コンクリート造地上5階建
延べ面積830㎡
特定一階段等防火対象物
名宛人 4階の占有者(テナントの経営者)
違反内容 屋内階段に大量の物件存置



なった。この立入検査で、当消防局としては初となる「消防法第5条の3消防吏員の措置命令」を発動することになる。

違反覚知の経緯

○令和3年12月22日 午前11時30分

局査察員2名と署査察員2名が当該防火対象物を訪れ、関係者(建物所有者の息子。以下「立会人」という。)立ち会いのもとで屋内階段を検査した。すると、4階の屋内階段に物件存置を確認した。他の消防本部の事例などでは、よく目にする光景であった。それが現実に関自分の目の前にある。「これって、5の3だね?」自問自答を繰り返すしかなかった。しかし、当該物件の所有者と接触することはできなかった。



秋の上高地



4階階段の物件存置状況



立会人によると、これらの物件は建物所有者の物ではないとのことであったため、テナント関係者の物であると推察できた。また、消防が立入検査を行うことはテナントに連絡済みであるとのことだった。（立会人を名宛人として口頭命令を発動するという選択肢もあったが…できなかった。）

○令和3年12月28日 午前11時00分

テナントの経営者（以下「名宛人」という。）に立会いを求め、局査察員2名と署査察員2名が4階の検査を実施した。名宛人によると、4階に置かれた物件は当該テナントのものであること。そして、即時撤去を求めたが、「すぐに撤去することは不可能である。今は忙しいので、早くても年明けの10日頃に撤去する。今夜も21時から翌朝6時頃までは営業する。」という話であった。我々もこのままにして帰るわけにはいかない。なぜならば、この「現場」には人命危険が迫っていたからである。再度、即時撤去と権限発動について説示を試みた。そして、3時間後までに撤去できないかと投げかけた。しかし、名宛人の返答は同じであった。「今すぐは無理。これから出かけなきゃいけないし、片づけをしている時間はない。命令でも何でもしていただいで結構です。標識を設置してもらって結構です。前にも消防署が立入検査に来たけど、その時と状況は同じ。当時は何も言われなかった。」

後になって判明したが、令和2年11月に立入検査を行い、4階の物件除去を指導していた。

この時には建物所有者に対して通知書を交付していたが、名宛人には通知書を交付していなかった。よって、指導内容が建物所有者から伝わっていなかった可能性があった。また、この時は、建物所有者から改善計画書の提出があり、4階の物件は「撤去済み」と記載されていた。

当該物件には、危険物や可燃物が含まれており、物件存置により、階段の幅員が約40cmにまで狭められていたことから、火災の予防に危険であり、かつ、消火、避難その他の消防の活動に支障になると判断した。また、屋内階段が1系統であり、かつ、午後9時から午前6時までの営業という点も個別要件として付加した。

○令和3年12月28日 午前11時09分

局査察員である私が消防法第5条の3第1項の規定による除去命令（口頭）を発動した。

命令書は、一旦帰庁し、作成後に交付することとした。また、名宛人から、当該テナントは個人で経営していることもあわせて聴取した。

なお、今回の検査に向向する前の段階で「12月22日と同じ状況だったら命令する。」と上司に意思表示を行っていたため、スムーズに発動することができた。

○令和3年12月28日 午後1時00分

一旦帰庁し、消防長と予防課長に報告するとともに、命令書交付に向けた準備に取り掛かった。また、名宛人は個人であり、住所等を明確にするため、住民票の交付を求めた。

なお、名宛人と調整し、命令書の交付は営業



標識を掲げた状況

開始時間にあわせ、当該テナントで行うことになった。

○令和3年12月28日 午後9時00分

名宛人に対し、命令書を直接手交し、当該防火対象物1階の出入口に標識を設置した。この出入口は、2階以上のテナントを利用する方が必ず通るところである。また、命令書を手交する際の名宛人は、口頭命令した時とは異なり、人命を優先する考えに理解を示すとともに「建物所有者に空いている倉庫を貸してもらえないか聞いている。できるだけ早く、12月30日には片づけができると思う。」と話した。

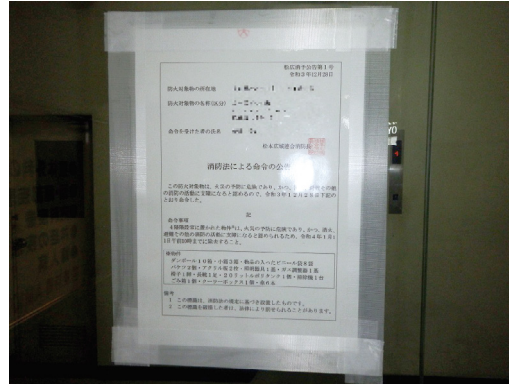
この日は、官公庁が仕事納めであったが、是正には至らず、残念ながら「納め」にならなかった。ただ、標識を設置した後は、何人かの方が足を止めて、この標識を見ていた。建物利用者を始めとする第三者が不測の損害を被ることがないようにという意味が伝われば、と願った。

○令和3年12月29日 午後3時00分

名宛人から物件を除去した旨の連絡があり、管轄の消防署が確認したところ、物件は全て除去されていたため、標識を撤去した。

措置命令の効果と教訓

今回の事案は、多くの反省点が残った。その中でも、名宛人の当初の意向に沿った形で履行期限を令和4年1月11日にしたことは、「甘い」と言わざるを得ない。過去の立入検査で通知書を交付していなかったという点から、そのような



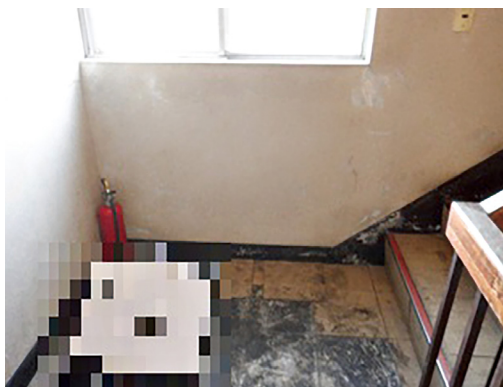
形になってしまったが、今でも恥ずかしく思う。この教訓を後進に伝えていくのが私のミッションなのかなとも思っている。

一方で、良かった点もあった。それは、新宿・歌舞伎町のビル火災から20年が経過し、消防法第5条の3の命令が当たり前のように発動されている中で、当消防局が新たな「1歩」を踏み出した。そして、命令が名宛人の心を動かし、当初の意向よりも早期に是正に至ったことは、間違いなく命令の「効果」である。まさに「曲突徙薪」の教えが伝わった瞬間でもあった。

火災予防は人命救助 予防に勝る戦術なし

松本地域には、今回のような事案がなかったわけではない。本件事案も1年前に指導を行っていた。にもかかわらず、結果的には是正されずに1年以上が経過していたことになる。つまり、人命危険が迫る「現場」がそのままになっていたということだ。もしかしたら、今も同じような「現場」があるかもしれない。その「現場」で私たちにできることは何なのか。それは、人命救助に他ならないと思う。火災現場で火を消さない消防職員はいない。救急現場で傷病者に救いの手を差し出さない消防職員はいない。救助現場で要救助者を救出しない消防職員はいない。本件のような「現場」で何もしないことは、災害現場を放棄することと同じだと考える。火災予防もまた「現場」活動なのである。

将来起こり得る火災から多くの人命を救うこ



4階階段の物件が除去された状況



と。この人命には、防火対象物を利用する人だけでなく、防火対象物の関係者や、消火活動を行う消防職員も含まれる。予防消防には多くの人命が託されている。そして、予防消防にしか救えない命がある。人命救助の最前線で、全ての人の命を救いたい。

「火災予防は人命救助 予防に勝る戦術なし」たる所以である。

予防愛の醸成

当消防局では、多くの職員が自主的に予防技術検定を受検し、約30%の職員が防火査察に合格している。こうした状況を踏まえ、「予防要員を目指したい」という「予防愛」の空気を醸成するため、1か月に1回のペースで予防実務研修会を開催し、予防業務のクオリティ向上に努めている。また、令和4年度からは、都道府県違反是

正支援アドバイザー消防本部に登録し、実務研修(区分B)の受入れを行うなど、長野県における違反是正の推進に資する取組を進めている。

我々は、今後も引き続き、予防行政の魅力を発信するため、YouTubeやSNSを活用した広報等を展開し、「予防愛」を発信していく。そして、予防消防のシンカ(進化・深化・新化)に挑む。当消防局の取組をぜひご覧いただきたい。

追伸

先日、違反是正支援センターにおいて、我々の取組をお話させていただく機会があった。全国各地で違反是正に奮闘している職員の皆さんから大きな刺激を受けることができたし、「予防愛」も少しだけ伝えることができた。本稿を含め、貴重な機会をいただいた関係者の皆様にこの場を借りて感謝を申しあげたい。



令和5年度予防課職員(筆者は前列中央)



YouTubeチャンネル



X(旧Twitter)アカウント